

建設コンサルタント登録申請書

建設コンサルタント登録規程第4条の規程により、建設コンサルタントの登録を申請します。

平成 年 月 日

申請者

印

殿

代表取締役

（ふりがな） 商号又は名称		申請の区分	新規の登録 ・ 登録の更新
資本金額（出資 総額を含む。）	千円	現に受けている 登録番号及び 登録年月日	建 - 平成 年 月
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役 又はこれらに準じる者）の氏名及び役職名		他にしている営業の種類	
（ふりがな） 氏名	役職名	役員その他企業役員との兼務状況	
営業所の名称 及び所在地	別表のとおり	登録を受けようと する登録部門及び 技術管理者の氏名	別表のとおり
登録番号	建 -	登録年月日	平成 年 月

記載要領

- 1 印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「新規の登録・登録の更新」の欄は、不要のものを消すこと。
- 3 「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。
- 4 「役員の氏名及び役職名」の欄は、個人の場合は、本人及び支配人について記載すること。
- 5 「役員その他企業役員の兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

電話番号	
取扱責任者 所属・氏名	

営業所			
名称	(郵便番号)	所在地	(電話番号)
(主たる営業所)			
(その他の営業所)			
計1箇所			
登録を受けようとする登録部門	技術管理者の氏名	登録を受けようとする登録部門	技術管理者の氏名
1 河川砂防、砂防及び海岸・海洋部門		12 造園部門	
2 港湾及び空港部門		13 都市計画及び地方計画部門	
3 電力土木部門		14 地質部門	
4 道路部門		15 土質及び基礎部門	
5 鉄道部門		16 鉄鋼造及びコンクリート部門	
6 上水道及び工業用水道部門		17 トンネル部門	
7 下水道部門		18 施工計画、施工設備及び積算部門	
8 農業土木部門		19 建設環境部門	
9 森林土木部門		20 機械部門	
10 水産土木部門		21 電気電子部門	
11 廃棄物部門			

記載要領

1「営業所」の欄は、本店又は常時建設コンサルタント業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。

2「登録を受けようとする登録部門」の欄は、該当するものの番号を で囲み、「技術管理者の氏名」の欄は、当該登録部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる専任の者で規程第3条第1号に該当するものの氏名を記載すること。

建設コンサルタント業務経歴書

登録部門の名称 _____

契約の相手方の名称	契約名	業務の内容	元請又は下請の別	契約金額	契約期間
				千円	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
				千円	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
				千円	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
				千円	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
				千円	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

記載要領

- 1 この表は、登録を受けようとする登録部門ごとに、直前3年間の主な契約について、5件以内記入すること。
- 2 「業務の内容」の欄は、「設計」、「監理」、「調査」、「企画」、「立案」、「助言」のうち、該当するものを記載すること。
- 3 「元請」とは、建設コンサルタント以外の者から建設コンサルタント業務を受注した場合をいい、「下請」とは、他の建設コンサルタントから建設コンサルタント業務を受注した場合をいう。

直前3年の各営業年度における営業収入金額

（単位 千円）

営業 年度	注文 者の 区分		登録部門	電気 ・ 電子				登録部門以 外の建設 コンサルタ ント業務の 営業収入額	合計
	国内	海外	官公庁	部門	部門	部門	部門		
自平成13年10月 至平成14年9月	国内	官公庁							
		民間 (うち下請)		()	()	()	()	0 0	
	海外								
	計								
自平成14年10月 至平成15年9月	国内	官公庁							
		民間 (うち下請)		()	()	()	()	0 0	
	海外								
	計								
自平成15年10月 至平成16年9月	国内	官公庁							
		民間 (うち下請)		()	()	()	()		
	海外								
	計								
自 年 月 至 年 月	国内	官公庁							
		民間 (うち下請)		()	()	()	()		
	海外								
	計								
自 年 月 至 年 月	国内	官公庁							
		民間 (うち下請)		()	()	()	()		
	海外								
	計								
自 年 月 至 年 月	国内	官公庁							
		民間 (うち下請)		()	()	()	()		
	海外								
	計								

記載要領

- 1 この表は、各事業年度の損益計算書における完成業務収入中の登録部門ごとの業務に係る収入金額を記載すること。
- 2 国内で受注した業務であって下請によるものは「民間」に含めるものとし、さらに当該収入金額を（ ）内に記載すること。
- 3 海外で受注した業務は、元請、下請のいかんにかかわらず「海外」に記載すること。

使用人数								
使用人数区分	合計	大学又は高等専門学校 の理工系学科を卒業した者	高等学校の理工系 学科を卒業した者	その他の者	うち資格保有者内訳			
					技術士		その他建設コンサルタントに関する資格	
					当該部門	その他	資格の名称	人数
技術関係使用人数	人	人	人	人	人	人		
登録部門別 技術関係 使用人数	電気・電子 部門							
	部門							
	部門							
	部門							
	部門							
	登録部門以外 の建設コンサル タント業務							
事務関係使用人数								
合計								

記載要領

- 1 使用人とは、役員、職員を問わず、常時雇用している者をいう。
- 2 この表の人数を記載する欄は、建設コンサルタント業務に主として従事している使用人数を整数値で記載すること。
- 3 理工系学科とは土木工学、建築学、農業土木工学、森林土木工学、機械工学、地学、造園学、電気工学等の学科をいう。
- 4 「登録部門別技術関係使用人数」の欄は、現に登録している登録部門の業務に主として従事している者の人数を記載すること。
- 5 「技術士」の「当該部門」の欄は、当該登録部門の規程別表下欄に掲げる技術士の登録を受けている人数を記載すること。また、「その他」の欄は、「当該部門」の者以外で規程別表下欄に掲げる技術士の登録を受けている者の人数を記載すること。
- 6 「その他建設コンサルタントに関する資格」の欄は、「技術士」の欄に記載した者以外で、一級建築士の資格を有している者がいる場合には、その資格の名称及び人数について、全て記載すること。

技術管理者証明書

下記のとおり、建設コンサルタント登録規程第3条第1号に該当する専任の技術管理者を置いて

平成 年 月 日

殿

申請者

印

代表取締役

記

登録を受けようとする登録部門	所属営業所の名称	(ふりがな) 技術管理者の氏名 (生年月日)	技術士又は一級建築士の別	登録番号	技術士登録の技術部門 (技術士第二次試験の選択科目)	最終学校名、学科名 (卒業年月)	区分
							イ □
							イ □
							イ □
							イ □
							イ □
							イ □

技術管理者の技術経歴は別表のとおり。

備考

技術管理者が規程第3条第1号に規程する要件を備えていることを証する書面を添付すること。

記載要領

「区分」の欄は、規程第3条第1号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロを で囲むこと。

技術管理者技術経歴書

技術管理者の氏名		住所	
期間	実務経験年数	実務経験の内容	
		業務の内容	契約の相手方の名称 契約金額
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
合計	満 年 月		

上記の者は、上記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 印

証明を得ることができない場合その理由

証明者と被証明者との関係

記載要領

- 「業務の内容」の欄は、企業名、職名、本人が従事した工事の設計、調査、監理等の業務について、契約名、規模、本人の業務上の役割等について具体的に記載すること。
- 実務経験の証明は、都市計画及び地方計画部門の技術管理者で一級建築士を要件とするもの並びに造園部門の技術管理者で技術士を要件とするものに限り必要とし、証明者ごとに作成する。

誓約書

申請者並びに申請者の役員、支配人及び法定代理人が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

印

殿

記

- 1 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
- 2 建設コンサルタント登録規程（以下「規程」という。）第11条第1項第4号、第8号又は第10号に
- 3 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることが
- 4 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記1から3までの
- 5 法人でその役員のうち上記1から3までのいずれかに該当する者（上記2に該当する者については、その者が規程第11条第1項の規定により登録を消除される以前から当該法人の
- 6 個人でその支配人のうち上記1から3までのいずれかに該当する者（上記2に該当する者については、その者が規程第11条第1項の規定により登録を消除される以前から当該個人の

登録申請者 法人の役員
本人
支配人
法定代理人 の略歴書

本籍		現住所	
氏名		生年月日	
役職名		最終学歴	
職歴	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日		氏名	印

記載要領

1 「法人の役員
本人
支配人
法定代理人」は、不要なものを消すこと。

2 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株主（出資者）調書

株主（出資者）名	住所	所有株数又は 出資の価額	発行済株式総数 又は出資の総額 に対する割合
			%

記載要領

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

貸借対照表

平成 年 月 日 現在
（会社名）

資産の部		千円
流動資産		
現金預金		_____
受取手形		_____
完成業務未収入金		_____
有価証券		_____
親会社株式		_____
未成業務支出金		_____
貯蔵品		_____
短期貸付金		_____
前払費用		_____
未収収益		_____
その他流動資産		_____
貸倒引当金		_____
流動資産合計		_____
固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物・構造物	_____	_____
減価償却累計額	_____	_____
機械・運搬具	_____	_____
減価償却累計額	_____	_____
工具器具・備品	_____	_____
減価償却累計額	_____	_____
土地	_____	_____
建設仮勘定	_____	_____
その他有形固定資産	_____	_____
減価償却累計額	_____	_____
有形固定資産計	_____	_____

法貸(1)

(2)	無形固定資産	_____
	特許権	_____
	実用新案権	_____
	著作権	_____
	借地権	_____
	その他無形固定資産	_____
	無形固定資産計	_____
(3)	投資その他の資産	_____
	投資有価証券	_____
	子会社株式・子会社出資金	_____
	長期貸付金	_____
	長期前払費用	_____
	その他投資等	_____
	貸倒引当金	_____
	投資その他の資産計	_____
	固定資産合計	_____

繰延資産

創立費	_____
開業費	_____
新株発行費等	_____
社債発行費	_____
社債発行差金	_____
開発費	_____
研究費	_____
建設利息	_____
繰延資産合計	_____
資産合計	=====

負債の部

流動負債

支払手形	_____
業務未払金	_____
短期借入金	_____
未払金	_____
未払費用	_____

法貸(2)

未成業務受入金	_____
預り金	_____
前受収金	_____
賞与引当金	_____
法人税等充当金	_____
完成業務補償引当金	_____
その他流動負債	_____
流動負債合計	_____
固定負債	_____
社債	_____
新株予約権付社債	_____
長期借入金	_____
退職給与引当金	_____
その他固定負債	_____
固定負債合計	_____
負債合計	_____

資 本 の 部

資本金	_____
新株式払込金（新株式申込証拠金）	_____
資本剰余金	_____
資本準備金	_____
その他資本剰余金	_____
資本金及び資本準備金減少差益	_____
自己株式処分差益	_____
その他資本剰余金合計	_____
資本剰余金合計	_____
利益剰余金	_____
利益準備金	_____
任意積立金	_____
準備金	_____
積立金	_____
別途積立金	_____
任意積立金計	_____

当期末処分利益（当期末処理損失）	_____
利益剰余金合計	_____
自己株式払込金（自己株式申込証拠金）	_____
自己株式	_____
資本合計	=====
負債資本合計	=====

注

- 1 資産の評価の方法、固定資産の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法、消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法その他重要な会計方針
- 2 記載方法の変更の内容及びその変更による増減額
- 3 子会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- 4 支配株主に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- 5 取締役、執行役又は監査役との間の取引による取締役、執行役又は監査役に対する金銭債権及び金銭債務
- 6 時価が取得価額又は製作価額より著しく低い重要な流動資産で取得価額又は製作価額を付したものの
- 7 時価が取得価額より著しく低い重要な株式（取引所の相場のあるものに限る。）で取得価額を付したものの
- 8 時価が取得価額より著しく低い重要な社債（取引所の相場のあるものに限る。）で取得価額を付したものの
- 9 固定資産の償却年数及び残存価額の変更
- 10 商法施行規則第124条第1号又は第126条第1号に規定する超過額
- 11 担保に供している資産
- 12 保証債務額、受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高
- 13 商法施行規則第43条に規定する引当金で流動負債の部及び固定負債の部に記載したもの
- 14 新株式払込金（新株式申込証拠金）に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に組み入れられないことが予定されている金額
- 15 商法施行規則第92条に規定する差額
- 16 その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

記載要領

- 1 貸借対照表は、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 3 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目又は部の名称を記載を要しない。
- 4 一つの部に属する科目の掲記が「その他...」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

5 建設コンサルタント業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。

ただし、当該資産の金額が資産の総額100分の1以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。

6 証券取引法第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない大会社（以下「有報提出大会社」という。）については、注3の子会社及び注4の支配株主に代えて、有報提出大会社の親会社、子会社及び関連会社（会社（当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が他の会社の議決権の100分の20以上、100分の50以下を実質的に所有し、かつ、当該会社が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて当該他の会社の財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）並びに有報提出大会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務を記載することができる。

なお、有限会社である場合においては、注3中「子会社」とあるのは「有限子会社」と、注4中「支配株主」とあるのは「支配社員」として記載すること。

7 「その他流動資産」、「その他有形固定資産」、「その他無形固定資産」又は「その他投資等」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。

8 記載要領5及び7は、負債の部の記載に準用する。

9 「貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「実用新案権」及び「借地権」は、その金額が資産の総額の100分の1以下であるときは、それぞれ「その他流動資産」又は「その他無形固定資産」に含めて記載することができる。

10 記載要領9は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」及び「前受収益」の表示に準用する。

11 「子会社株式・子会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「子会社株式」又は「子会社出資金」として記載すること。

なお、有限会社である場合においては、「子会社」とあるのは「有限子会社」として記載すること。

12 有報提出大会社は、「子会社株式・子会社出資金」に代えて、有報提出大会社が親会社、子会社及び関連会社並びに有報提出大会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社について有する株式及び出資金を「関係会社株式・関係会社出資金」として記載することができる。

13 土地の再評価に関する法律第7条第2項に規定する再評価差額金は、資本の部に別に土地再評価差額金の科目を設けて記載すること。

14 資産につき時価を付すものとした場合（商法施行規則第28条第1項ただし書及び第2項（これらの規定を同規則第31条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第32条第2項において準用する場合を含む。）の場合を除く。）には、その資産の評価差額金（当期純利益又は当期純損失として計上したものを除く。）は、資本の部に別に株式等評価差額金の科目を設けて記載しなければならない。

15 注は、他の適当な箇所に記載することができる。

16 特定の科目に関連する法については、その関連が明らかになるよう記載しなければならない。

17 商法施行規則第28条第1項に規定する評価の方法その他その採用が原則とされている会計方針については、注1の記載を要しない。

18 会計方針を変更した場合においては、その旨及びその変更による増減額を注1に併せて記載すること。

ただし、その変更又は変更による影響が軽微である場合においては、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。

19 注1において「消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法」とは、税抜方式（消費税法第30条第1項に規定する課税標準額に対する消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額並びに同法第32条第1項第1号に規定する仕入れに係る消費税額及び当該仕入れに係る消費税額に係る地方消費税額に相当する額（以下「課税標準額に対する消費税額等」という。）をこれらに係る取引の対価と区分する方式をいう。）及び税込方式（課税標準額に対する消費税額等をこれらに係る取引の対価と区分しない方式をいう。）のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。

20 軽微な変更については、注2及び注9の記載を要しない。

21 注3から注5までにおいては総額を記載するものとし、子会社別、支配株主別又は取締役、執行役員若しくは監査役別の金額の記載を要しない。

22 注3において「子会社」とは、商法第211条ノ2第1項及び第3項の子会社をいう。

23 注4において「支配株主」とは、総株主の議決権の過半数を有する者及び商法第211条ノ2第3項の規定により親会社となる会社をいう。

24 重要な係争事件に係る損害賠償義務等で負債の部に計上しないものは、注12に併せて記載すること。

25 有限会社である場合においては、「新株式払込金」とあるものは「出資払込金」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資申込証拠金」と、「自己株式払込金」とあるのは、「自己持分払込金」と、「自己株式申込証拠金」とあるのは「自己持分申込証拠金」と、「自己株式」とあるのは「自己持分」と、「自己株式処分差益」とあるのは、「自己持分処分差益」と、「株式の発行数」とあるのは「出資の口数」として記載すること。

26 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、繰り上げて一連番号を付すことができる。

27 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第2項に規定する子会社又は有限会社については、注10及び注15を除き注の記載を要しない。

損益計算書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

（会社名）

経常損益の部

営業損益

千円

（1） 売上高

完成業務収入

兼業事業売上高

（2） 売上原価

完成業務原価

兼業事業売上原価

売上総利益（売上総損失）

完成業務総利益（完成業務総損失）

兼業事業総利益（兼業事業総損失）

（3） 販売費及び一般管理費

役員報酬

給料手当

退職金

法定福利費

通勤費

雑給

福利厚生費

旅費交通費

通信運搬費

印刷費

消耗品費

備品費

図書費

地代家賃

水道光熱費

法完（1）

修繕維持費	_____	
保険料	_____	
賃貸料	_____	
交際費	_____	
会議費	_____	
寄付金	_____	
会費	_____	
広告宣伝費	_____	
租税公課	_____	
手数料	_____	
研究費	_____	
減価償却費	_____	
営業債権貸倒償却	_____	
研究費償却	_____	
開発費償却	_____	
雑費	_____	

営業利益（営業損失）

営業外損益		
(1) 営業外収益		
受取利息配当金	_____	
その他営業外収益	_____	
(2) 営業外費用		
支払利息割引料	_____	
その他営業外費用	_____	
經常利益（經常損失）	_____	_____

特別損益の部

特別利益		
前期損益修正益	_____	
その他特別利益	_____	
特別損失		
前期損益修正損	_____	
その他特別損失	_____	

法損（2）

税引前当期純利益（税引前当期純損失）	_____
法人税等充当額	_____
当期純利益（当期純損失）	=====
前期繰越利益（前期繰越損失）	_____
準備金取崩額	_____
積立金取崩額	_____
利益準備金減少額	_____
中間配当額	_____
利益準備金積立額	_____
当期末処分利益（当期末処理損失）	=====

注

- 1 業務進行基準の採用その他の重要な会計方針及び業務進行基準を採用した場合においては、当該基準による「完成業務収入」
- 2 記載方法の変更の内容及びその変更による増減額
- 3 「売上高」のうち子会社に対する部分及び支配株主に対する部分
- 4 「売上高」のうち子会社からの仕入高及び支配株主からの仕入高
- 5 一株当たりの「当期純利益（当期純損失）」
- 6 その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

記載要領

- 1 損益計算書は、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 記載すべき金額は、注5を除き千円単位をもって表示すること。
- 3 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目又は部の名称の記載を要しない。
- 4 「兼業事業」とは、建設コンサルタント業以外の事業を併せて営む場合における当該建設コンサルタント業以外の事業をいう。この場合において、兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
- 5 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。
- 6 記載要領5は、「その他営業外収益」に属する収益及び「その他営業外費用」に属する費用の記載に準用する。
- 7 「前期損益修正益」の金額がきん少である場合においては、「その他特別利益」に含めて記載することができる。
- 8 「その他特別利益」で金額がきん少でないものについては、当該利益を明示する科目をもって記載すること。

9 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他特別利益」のみである場合においては科目の記載を要しない。

10 記載要領7は「前期損益修正損」の掲載に、記載要領8は「その他特別損失」の記載に、記載要領9は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用する。

11 「利益準備金積立額」は、商法288条に規定する中間配当に伴う積立額を記載すること。

12 商法施行規則第101条第1項第5号の「その他当期純利益（損失）の額に加減すべき額」については、その内容を示す適当な科目をもって「利益準備金積立額」の次に記載すること。

13 注は、他の適当な箇所に記載することができる。

14 特定の科目に関連する注については、その関連が明らかになるよう記載しなければならない。

15 採用が原則とされている会計方針については、注1の記載を要しない。

16 会計方針を変更した場合においては、その旨及びその変更による増減額を注1に併せて記載すること。ただし、その変更又は変更による影響が軽微である場合においては、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。

17 軽微な変更については、注2の記載を要しない。

18 証券取引法第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない大会社（以下「有報提出大会社」という。）については、注3及び注4の子会社及び支配株主との取引に係る金額に代えて、有報提出大会社の親会社、子会社及び関連会社（会社（当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が他の会社の議決権の100分の20以上、100分の50以下を実質的に所有し、かつ、当該会社が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて当該他の会社の財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）並びに有報提出大会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社との取引による取引高の総額を営業取引によるものと、それ以外のものとを区分して記載することができる。

19 注に掲げる事項で当該事項がない場合においては、繰り上げて一連番号を付すことができる。

20 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第2項に規定する子会社又は有限会社については、法の記載を要しない。

完成業務原価報告書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会社名)

人件費

千円

給料手当

退職金

法定福利費

通勤費

雑給

人件費計

経費

業務等委託費

電算委託費

トレース印刷費

福利厚生費

旅費交通費

通信運搬費

消耗品費

備品費

図書費

地代家賃

水道光熱費

修繕維持費

保険料

交際費

会議費

租税公課

研究費

補償費

減価償却費	_____	
雑費	_____	
経費計		_____
完成業務原価		=====

記載要領

「雑費」に属する費用で「経費」の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。

利益処分（損失処理）

平成 年 月 日
（会社名）

千円

当期末処分利益（当期末処理損失）

任意積立金取崩額

準備金取崩額	_____	
積立金取崩額	_____	
別途積立金取崩額	_____	
合計	_____	_____

利益処分額

利益準備金	_____	
株主配当金（一株につき 円 銭	_____	
役員賞与金	_____	
任意積立金	_____	
準備金	_____	
積立金	_____	
別途積立金	_____	_____

（ 損失処理額 ）

（任意積立金取崩額）		
（準備金取崩額	_____）	
（積立金取崩額	_____）	
（別途積立金取崩額	_____）	
（その他資本剰余金取崩額	_____）	
（利益準備金取崩額	_____）	
（資本準備金取崩額	_____）	_____）

次期繰越利益（次期繰越損失）

=====

注 中間配当を実地した場合においては、実地年月日並びに中間配当額及び一株当たりの配当額

記載要領

- 1 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 2 「その他資本剰余金」を処分した場合には、当期末処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 3 ての世具平剰余金の処分の区分には、「ての世具平剰余金」、「ての世具平剰余金処分額」及び「その他資本剰余金全次期繰越額」について 当期末処分利益の処分に準じて記載すること
- 4 損失処理は、「三期末処理損失」がある場合にのみ「任意積立金」の取崩しにより配当その他の利益処分が行われないときに作成すること
- 5 「準備金取崩額」は、商法施行規則第43条に規定する引当金以外の租税特別措置法上の準備金で「任意積立金」に積み立てたものの目的外取崩額を記載すること。
- 6 「任意積立金」については、その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。
なお、商法施行規則第43条に規定する引当金以外の租税特別措置法上の準備金の積立額については、「準備金」として記載すること。

営業の沿革

	創 業	年 月 日
創 業 後 の 沿 革		
最初にこの規程による登録を受けた年月日		年 月 日

記載要領

「創業後の沿革」の欄は、商号又は名称の変更、合併又は分割、営業の休止、営業の再開、資本金額の変更、この規程による登録の削除、賞罰（行政処分等を含む。）等を記載すること。

所属建設コンサルタント団体調書

所属団体名	所属年月日

記載要領

建設コンサルタントの組織する団体に所属している場合のみ記載すること。